

# ◆「住宅用火災警報器」をつけましたか?◆

根室北部消防事務組合火災予防条例により平成23年6月1日からすべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務づけられています。

設置しなければならない建物

| 一般住宅 | 共同住宅(アパート、マンション) | 店舗などの住宅部分 |
|------|------------------|-----------|
|      |                  |           |

●設置場所は、寝室に使用しているすべての部屋で、2階以上に寝室がある場合には階段にも個別設置が必要になります。(下記の警報器設置場所例をお住まいの住宅と比較参考にしてください。)

**S** 警報器 (煙)

1階建て



2階建て

●寝室：1Fのみ



●寝室：2Fのみ



●寝室：1F・2F



3階建て

●寝室：1Fのみ



●寝室：2Fのみ



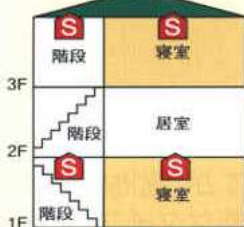
●寝室：3Fのみ



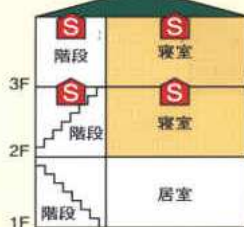
●寝室：1F・2F



●寝室：1F・3F



●寝室：2F・3F



●寝室：1F・2F・3F



(日本消防検定協会の鑑定品には、「鑑定マーク」がついています。製品を購入される際の目安としてください。)

## 設置する警報器の種類

| 住宅の部分 | 警報器の種類            |
|-------|-------------------|
| 寝室    | 煙感知器 (光電式)        |
| 階段    | 煙感知器 (光電式)        |
| 廊下    | 煙感知器 (光電式又はイオン化式) |

子供部屋や老人の居室なども、就寝に使われている場合は対象となります。

共同住宅、併用住宅で専ら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分(廊下・階段・エレベーター・エレベーターホール・機械室・管理事務所・その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分)は設置の必要な部分から除かれています。

警報器を設置する必要がなかった部屋で居室(7㎡以上)が5以上ある場合(※7㎡以上=四畳半以上)



住宅用火災警報器設置義務化期日

新築住宅～平成18年6月1日開始

既存住宅～平成23年6月1日開始

※寝室として使用していない部屋(4畳半以上)が5部屋以上ある場合には、廊下に警報器の設置が必要です。

消防法で設置が義務づけられているのは煙を感知する(煙式)住宅用火災警報器です。代表的な住宅用火災警報器を紹介します。

## 代表的な住宅用火災警報器(例)

|                                               |                                          |                                          |                                            |
|-----------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------|
|                                               |                                          |                                          |                                            |
| 取付け:天井埋め込み<br>電源:AC100V<br>警報音:ブザー<br>検知方式:煙式 | 取付け:天井 露出<br>電源:電池<br>警報音:ブザー<br>検知方式:煙式 | 取付け:天井 露出<br>電源:電池<br>警報音:ブザー<br>検知方式:煙式 | 取付け:壁 露出<br>電源:電池<br>警報音:音声+ブザー<br>検知方式:煙式 |

お問い合わせ先

中標津消防署

☎0153-72-2181

# 住宅用火災警報器に関するQ&A

## Q.なぜ住宅用火災警報器をつけないとならないの？

A. 消防法の改正に伴い、平成18年6月1日に根室北部消防事務組合火災予防条例が施行され、中標津町にお住まいの皆様には平成23年5月31日まで猶予期間が与えられて、その間設置の準備が進められていました。

住宅火災で死に至る原因は、就寝時間帯に集中して死因の7割近くが逃げ遅れにより多くの人が亡くなっています。(死者の半数以上は、65歳以上の高齢者です。)あなた自身はもちろんのこと、大切な家族の尊い命を住宅火災から守るために住宅用火災警報器の設置が必要です。住宅火災は早期発見、早期避難が重要です。

## Q.いつまで取り付ければいいのか？

A. 平成18年6月1日以前に建てられた全ての住宅は**平成23年5月31日までに**取り付けしてください。

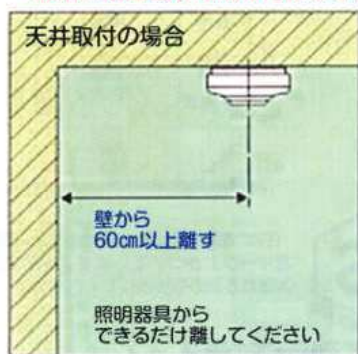
## Q.自分で取り付けてもいいの？

A. 電池式と家庭用電源タイプ(AC100V式)があります。電池式のタイプは自分でお買い求めになり、付属のネジで止めるだけで簡単に付ける事ができますが、家庭用電源タイプで電気配線工事が必要な場合には、有資格者による工事が必要です。販売店または電気工事ができるお店にご相談ください。

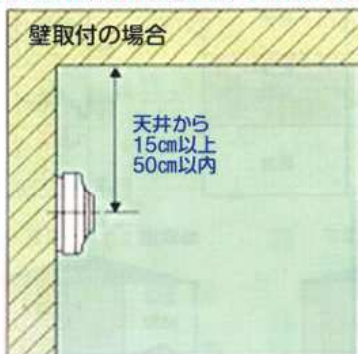
## Q.部屋のどこの場所に取り付けばいいのか？

A. 設置するのは、ご自宅で寝室にご使用になられている全ての部屋です。もちろん老人部屋やこども部屋も該当します。取り付け場所は下記の図を参考にしてください。

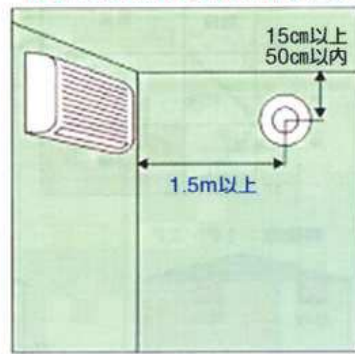
①警報器の中心を壁又ははりから60cm以上離して取り付けます。



②警報器の中心が天井から15cm以上50cm以内の位置に取り付けます。



③エアコンや換気口の吹き出し口から15cm以上離して取り付けます。



## Q.一度取り付けたら永久的に使えるの？

A. 取り付けただけで安心は禁物です。家庭用電源タイプは半永久的にご使用になれますが、電池式(リチウム電池)の場合は機器がさまざまであるため電池寿命が5年～10年です。電池交換が可能なタイプと不可能なタイプがあり、電池交換不可能なタイプは、機器寿命と共に警報器自体を取り替える必要があります。取扱い説明書を参考にしてください。

## Q.警報音はどんな音ですか？

A. 「火事です」などと音声で知らせるタイプや、「ピー」音などの電子音のみで知らせるタイプのものがあります。まずは設置している機種がどんな音がするか家族全員で確認しましょう!警報音が鳴動していても音が分からず、気がつかないで火災が拡大してしまった事例もあります。

## Q.住宅用火災警報器は消防で売っているの？

A. 消防署や役場等が直接訪問販売をすることはありません。また、委託販売、取り付け等も一切しておりません。消防署の名を語った悪質な訪問販売にご注意ください。

火災以外でも、住宅用火災警報器は鳴ってしまうことがあります。例えば…



たばこの煙

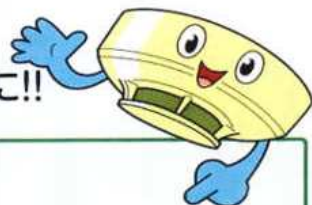


調理時などに発生する大量の煙



燻煙式の殺虫剤の使用時

作動点検は月1回を目安に!!



住宅用火災警報器に関するお問い合わせ先

住宅用火災警報器相談室

TEL.0120-565-911 (フリーダイヤル)

受付時間 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時(12時から1時を除く)  
(土日及び祝日は休み)